

HEART COMMUNICATION

2026
春号



謹啓

陽光うららかな季節となりました。皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

まずは、先般の確定申告におきまして、大変ご多忙中にもかかわらず、早期の資料提供にご協力をいただきましたことを厚く御礼申し上げます。皆様のご協力のおかげをもちまして、本年も精度の高い申告を円滑に完遂することができました。改めて心より感謝申し上げます。

さて、現在の社会経済情勢を顧みますと、物価高や人手不足といった構造的な課題が続く一方、デジタル化の加速や賃上げなど、経済の質的な変化も鮮明になっております。こうした激動の時代、税制面でも令和8年度改正では、企業の物的・人的な投資を後押しする見直しが出てきています。

当事務所もまた、一層皆様の期待にお応えできますよう、新たなステージへの準備を進めております。将来的な税理士法人化も見据え、組織体制の拡充と専門性の深化に注力しております。

これは、単なる規模の拡大ではなく、より永続的かつ多角的なサポートをお約束するための決意でもあります。

「個」の力に加え、組織としての総合力を高めることで、複雑化する経営課題に寄り添うパートナーでありたいと考え、新年度の始まりにあたり、その想いを強くしております。

皆様の事業が、この春の光を浴びてさらに大きく花開くことを願い、新年度のご挨拶とさせていただきます。本年度も何卒よろしくお願い申し上げます。

謹白

令和8年4月1日
高田総合会計事務所
所長 高田 直浩



令和 8 年度税制改正大綱について〈要点をまとめて〉

令和 7 年 12 月 19 日に令和 8 年度税制改正大綱が与党より発表されました。

今年度大綱の目的は、デフレからの確実な完全脱却 → 「賃上げと投資が牽引する成長型経済」の実現であり、そのポイントは「個人の手取り額を増やすための所得税改革」や「企業の国内投資を促進するための税制」といわれています。

そのポイントをふまえて、大綱の中でもお客様の関心が高いと思われる「個人課税」の改正点を中心に要点をまとめて紹介します。

★★令和 8 年度の「年収の壁」は 178 万円となる見込みです★★

(1) 基礎控除の額の引き上げ

☆合計所得金額が 2,350 万円である個人の控除額を 4 万円引き上げ。

合計所得 489 万円以下の中低所得者を対象に、特例部分も引き上げ。

ただし、この特例は令和 8、9 年の時限措置であるとされています。

結果、基礎控除の額は以下の通りとなります。

| 合計所得 | 基礎控除額 |
|------------------------------------|---------------|
| 合計所得金額が 2,350 万円以下の個人（本則） | 58 万円 ⇒ 62 万円 |
| 合計所得金額が 132 万円以下の個人（特例） | 37 万円 ⇒ 42 万円 |
| 合計所得金額が 132 万円超 336 万円以下の個人（特例） | 30 万円 ⇒ 42 万円 |
| 合計所得金額が 336 万円超 489 万円以下の個人（特例） | 10 万円 ⇒ 42 万円 |
| 合計所得金額が 489 万円超 655 万円以下の個人（特例） | 5 万円 ⇒ 5 万円 |

(2) 給与所得控除の最低保障額の引き上げ

☆65 万円の最低保障額を 69 万円に引き上げ。

中低所得者については更に 5 万円引き上げ（特例）。ただし、この特例は令和 8、9 年の時限措置であるとされています。

【例】

（基礎控除）62 万円 + （基礎控除特例）42 万円

+ （給与所得控除）69 万円 + （給与所得控除特例）5 万円 = 178 万円

確かに、今回の税制改正によって所得税法上の「年収の壁」は 178 万円となりました。

一方で社会保険の「年収の壁」や住民税の「所得控除」については、所得税と同じように改正となるかは現時点では明らかになっていませんので、この点については今後の動向を見守る必要があります。



令和8年(2026)の改正点

～2026年から変わる法改正や税制改正～

本号では税制改正大綱の重要項目についてまとめていますが、改正で注目していただきたいのは税制だけではありません。

様々な法律や規定についても様々な改正が入るとされています。

その主たるものをまとめてみました。

1月

- 電気・ガス料金補助
- 改正労安法(災害報告)



- 改正下請法(取適法)施行/手形払い禁止
- 協会けんぽ電子申請



3月



- 新幹線終電繰り上げ
- JR 運賃値上げ(特定区間廃止)

4月

- 年金制度改正
- 「130万円の壁」判定変更
- 改正物流効率化法(第2弾)
- 省エネ基準引上げ
- 子育て支援金開始
- 自転車青切符導入
- NTT 固定電話値上げ



5月～12月

- <5月>○事業性融資推進法
- 薬機法改正
- <7月>○障害者雇用率2.7%
- 携帯電話060開放
- <9月>○EV 識別表示
- <10月>○カスハラ対策法
- <11月>○免税リファインド制度
- <12月>○改正公益通報者保護法
- EDR 義務化



その他～2027年度まで

- 労働基準法改正議論
- 自動捕捉式はかり検定(2027年4月)



- 蛍光灯廃止(2027年末)



さて、皆様はどの改正が気になりますか？

個人的には4月の自転車青切符導入やNTT固定電話値上げは生活に影響を及ぼしますので、事前に知っておきたいところです。

また、10月のカスハラ対策法は昨今の時世を反映した法律です。

そして、来年度末で蛍光灯が廃止されるというのも時代を感じます。

余談ですが、蛍光灯→LEDへの変更において、抜本的な工事等を要する場合には、自治体から補助金が支給される場合があります。事務所等の電気系統の入替などを検討されている場合は補助金の対象となるかどうか事前に確認することをおすすめします。

会計・税務の 気になるギモン、 教えて所長さん!

4月に発生・納付となる税金について
公的機関的には4月から新年度となります。
春という季節も相まって、新鮮な空気が溢れる
時期ですね。
さて、その4月に発生したり、納税が必要となる
税金は一体何でしょうか。
こだるまじいと一緒に見ていきましょう。



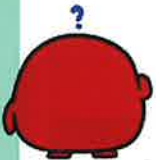
4月に納める必要がある税金は何があるかのう?

- ①毎月納付の源泉所得税 ②特別徴収の住民税 ③確定申告の振替納税
(今年は所得税が4/23(木)、消費税が4/30(木)です)
④固定資産税の第1期分 以上が4月に納める必要がある税金です。
ちなみに固定資産税はその年の1月1日時点の所有者に課されるため、
1~3月の間に売買等による所有権移転が済んでいても、前の持ち主さんの所に
通知等が行ってしまいます。



では、4月に発生する税金についても教えてもらえるかのう?

2月決算4月申告法人に係る法人税関係を除くと、代表的なものは自動車税・
軽自動車税です。その年の4月1日時点の所有者に年税が課されます。
納付書は4~5月に届きますので、納付をお忘れなく!



今年の4月からの新しい公租公課はあるんじやろか?

はい。いわゆる「独身税」がスタートします。
正式名称は「子ども・子育て支援制度」ですが、何故「独身税」などと揶揄される
のかご存じでしょうか?
それは、今まで企業側が100%負担であった<子ども・子育て拠出金>が被保
険者側でも負担する(0.23%)事となり、これが協会けんぽに加入する全世代に
課されるため、独身の方や独身を貫こうとする方まで巻き込むからです。
確かに昨今の少子化の進行は深刻かもしれませんが、このような形で少子化が
解消されるかは何ともいえません。
なお、この負担は4月分(5月納付分)から始まります。
ちなみに健保の負担料率は3月分(4月納付分)からですので、給与計算をする
身からしてみると「何で時期を合わせてくれへんねん…」という愚痴が零れまくり
ますね…。

(3) 青色申告特別控除の見直し

これまでは事業規模を有し、正規の簿記の原則に従って帳簿を作成している等の一定の要件を充たしている場合、青色申告特別控除は65万円（書面提出の場合は55万円）でしたが、今回の大綱では下記のように区分される事となりました。

| 条件 | 控除額 |
|--|-------------|
| その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書を提出期限までに電子申告で提出する場合 | 65万円 ⇒ 65万円 |
| 上記に加え、いわゆる電帳法の定めるところにより、その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電磁的記録の保存等を行っている場合 | 65万円 ⇒ 75万円 |
| その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書を、提出期限までに書面で提出する場合 | 65万円 ⇒ 10万円 |

せっかく帳簿を作成しても、書面提出ならば青色申告特別控除が大幅に切り下げられる事となりましたので、書面での申告をされている方は注意が必要です。

また、簡易な簿記によって取引を記録している場合の青色申告特別控除10万円については、「前々年分の事業所得又は不動産所得に係る収入金額が1,000万円を超える場合、控除額が0円となります。



(4) 防衛特別所得税

法人課税では防衛特別法人税という税目が、防衛力強化に資するための財源確保を目的として、令和8年4月1日以降に開始する事業年度から適用されます。

また、個人課税でも同様の目的で、防衛特別所得税（仮称）が創設され、令和9年分以後の課税期間より適用予定です。

なお、この税目に係る税額は「基準所得税額×1.0%」となります。

(1)～(4)の改正点に加え、「住宅ローン控除の延長と見直し」、「暗号資産の分離課税化」、「極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の見直し」、「ふるさと納税の見直し」など、個人課税の改正項目は多岐に亘ります。

紙面で紹介できなかった改正項目につきましては、担当者が巡回監査の際にお伝えできるようにいたします。

★★消費税：2割特例の見直し★★

インボイス制度の導入によって設けられたいわゆる「2割特例」が令和9、10年度では「3割特例」として2年間延長されます。

「2割特例」は令和9年以降廃止予定であったため、歓迎されるべき改正ではありますが、法人には適用されませんので十分ご留意下さい。

また、適用不可となる個人事業者の判別や簡易課税制度選択届出書の提出期限の特例等があるため、改正の詳細は担当者までお尋ねください。



年末調整における DX 化について……

弊社では、令和7年度年末調整において、「年調アプリ」の導入をお客様にお願いしておりました。

このアプリの導入によって「扶養控除等申告書などの元データ（原資料）の回収がよりスムーズになるのではないか」と判断した上での推奨でしたが、実際に導入して、「年調アプリ」を実際に使用いただいたお客様方から見て、今回の DX 化で年末調整の手間や煩雑さを解消することができたのかどうか、弊社では判断しかねる状況です。

そこで…、**皆様の年調アプリ利用の感想をお聞かせ下さい！**

税務のみならず、あらゆる分野でDX化等が推進されている昨今ではありますが、それが必ずしもそれが有用とは言えない場合もあります。

年調アプリも果たしてどうだったか、来年の年末調整を意識するうえで実際にご利用頂いたお客様の声を是非お聞かせ頂きたい次第です。

こちらは巡回監査等で担当者がお客様の元にまいりました際にお伝えいただけましたら幸いです。

今後も DX の導入等により、年々複雑化していく年末調整が少しでもスムーズに進められるように改善を進めてまいります。

ご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

ご 報 告

本年3月初旬に書面にてご案内いたしました通り、この度、今井一智が税理士登録を済ませ、弊社所属税理士となりました。

今後も何卒、ご指導ご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。



【コラム】胡蝶蘭続報

昨年の夏号で「お客様からお贈りいただいた胡蝶蘭が3度目の花を咲かせた」というコラムを掲載したのを覚えていらっしゃるでしょうか。

この冬もお世話を続けていたところ、温かさを感じ始めた2月中頃過ぎについた新しいつぼみが大きくなり、何と3月2日に一番大きなつぼみが花開きました。

これで何と4度目の開花です。

ぜひ事務所へお立ち寄りの際は、胡蝶蘭にも目を向けていただけましたら幸いです。



高田総合会計事務所

〒602-8048 京都市上京区西大路町 137-3
TEL 075-451-7766 FAX 075-432-2127
U R L <http://www.takadakaikei.co.jp>
E-mail info@takadakaikei.co.jp